

## 8 小児がん

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。

### 目 標

- 小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような療養環境の整備を目指し、小児がん拠点病院※と地域の医療機関等との連携を進め、拠点病院を中心とする地域ブロックのネットワークを整備する。

### 現状と課題

- 「がん」は、本県においても小児の病死原因の第1位である。(平成22年人口動態調査)  
小児がんは、成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなる。

[小児がん患者症例数 (初発症例)] (平成22年)

	全 国	愛 媛 県
固形腫瘍症例数	867人	8人
(脳・脊髄腫瘍)	(263人)	(2人)
(神経芽腫群腫瘍)	(137人)	(2人)
(胚細胞腫瘍 (脳腫瘍を除く))	(107人)	(0人)
(軟部腫瘍)	(91人)	(2人)
(骨腫瘍)	(60人)	(1人)
(網膜芽腫)	(57人)	(0人)
(腎腫瘍)	(53人)	(1人)
(肝腫瘍)	(50人)	(0人)
(その他)	(49人)	(0人)
血液腫瘍症例数	1,074人	18人
(ALL (急性リンパ性白血病))	(478人)	(7人)
(AML (急性骨髄性白血病))	(182人)	(2人)
(組織球症)	(136人)	(1人)
(NHL (非ホジキンリンパ腫))	(108人)	(1人)
(Down 症 TAM (ダウン症児の一過性骨髄異常増殖症))	(53人)	(3人)
(MDS (骨髄異形成症候群))	(37人)	(2人)
(HL (ホジキンリンパ腫))	(31人)	(0人)
(MPD (骨髄増殖性疾患))	(26人)	(1人)
(MDS/MPD)	(12人)	(1人)

(まれな白血病)	( 6 人)	( 0 人)
(その他)	( 5 人)	( 0 人)
計	1, 9 4 1 人	2 6 人

※ (旧) 日本小児がん学会及び (旧) 日本小児血液学会の登録症例 (日本小児血液・がん学会疾患登録委員会ホームページより)

○一方、小児がんの年間発症患者数は全国で2,000人から2,500人と少ないが、全国の小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。

本県における日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」は、1施設である。(平成24年8月1日現在)

本県における日本小児外科学会認定の「認定施設」は、2施設である。(平成24年4月1日現在)

#### [学会認定施設の状況]

	全 国	愛 媛 県
「日本小児血液・がん専門医研修施設」(H24. 8. 1 現在)	7 5 施設	1 施設 (愛媛大学医学部附属病院)
日本小児外科学会「認定施設」(H24. 4. 1 現在)	1 4 6 施設	2 施設 (県立中央病院、 愛媛大学医学部附属病院)

○また、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害、性腺障害、高次脳機能障害、二次がんなどの問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、患者の教育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要である。

○さらに、現状を示すデータも限られ、治療や医療機関に関する情報が少なく、心理社会的な問題への対応を含めた相談支援体制や、セカンドオピニオンの体制も不十分である。

○小児がん患者は、治療後の経過が成人に比べて長いことに加えて、晩期合併症や、患者の発育や教育に関する問題等、成人のがん患者とは異なる問題を抱えているにも関わらず、これまでのがん対策は5大がん等成人のがんを中心に進められ、小児がん対策は遅れていた。

#### 今後の対策

○国において、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がんの全国の中核的な機関を中心として、地域ブロックごとに小児がん拠点病院を整備することとなっている。また、拠点病院は、患者が発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるよう、小児がん診療を行う地域の病院との連携を進めていくものとされている。

今後、行政や地域の医療機関は、小児がん拠点病院が実施する、専門家による集学的医療の提供(緩和ケアを含む)、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制整備、患者とその家族、医療従事者に対する相談支援等の体制整備に協力する。

- 行政や地域の医療機関は、地域性も踏まえて、小児がん拠点病院が実施する、地域の医療機関等との役割分担と連携の推進に協力し、患者が速やかに適切な治療が受けられるよう努める。
- また、小児がん拠点病院を中心として、患者が、発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境整備が進められることとなっており、行政や地域の医療機関は、拠点病院が推進するこれらの取組みに協力する。
- 国において、小児がん経験者が安心して暮らせるよう、地域の中で患者とその家族の不安や治療による合併症、二次がんなどに対応できる長期フォローアップの体制とともに、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援についても検討が進められることとなっており、その動向を注視するとともに、関係者等が一体となって、検討結果に基づいた取組を実施する。
- 中国四国ブロックの小児がん拠点病院において、拠点病院を核とした病院ネットワーク（「小児がん中国四国ネットワーク」）を構築するとともに、各県の医療機関、行政、患者会（親の会、経験者の会）等が一体となり、診断時から長期フォローアップまで切れ目なく安心・納得した医療が持続的に提供できる体制を整備するよう働きかけを行っていく。
- 県は、中国四国ブロックの拠点病院と連携を図りながら、地域の医療機関等を含めた小児がん診療の連携協力体制の整備に努める。
- 小児がん診療を行う地域の病院は、以下のことを満たすよう体制整備に努める。
  - ・各医療機関が専門とする小児がんについて、手術療法、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供できること。
  - ・診療実績等を県民にわかりやすく掲示すること。
  - ・拠点病院と連携し、小児がんに関する診療・支援・研究等に関する情報を共有するなど、地域ブロックの小児がん診療・支援の向上に努めること。また、必要に応じて拠点病院のセカンドオピニオン外来を紹介すること。
  - ・施設の長は、上記の役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。
  - ・特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」又は小児がん診療の実績のある特定非営利活動法人日本小児外科学会認定の「認定施設」であること。
- 教育環境の整備、小児がん経験者の長期フォローアップ、就労支援など小児がん患者と家族が直面する様々な地域課題の解決を図るため、中国四国ブロックにおける「小児がん中国四国ネットワーク」を活用し、各県のがん専門医療機関、患者会（親の会、経験者の会）、行政などの参加を得て、取り組むべき具体策を検討する場を設置するよう、関係機関・団体に対して、働きかけを行っていく。

※小児がん拠点病院：小児がん診療のけん引役になり、地域の医療機関とのネットワークを構築する医療機関として、厚生労働省が、地域ブロック毎に1-5機関、全国で15医療機関を指定。指定要件は、概ねがん診療連携拠点病院と同じであるが、小児がん診療の現状を踏まえ、人員配置などの要件を緩和している。一方、小児患者に必要な発育や教育に関する環境整備が要件に追加され、保育士の配置、院内学級又は教師の訪問による教育支援、子どもの成長発達に合わせたプレイルーム等の設置が求められているほか、日本小児血液・がん学会及び日本小児外科学会の認定施設であることや、年間の新規固形腫瘍10例程度以上かつ造血器腫瘍10例程度以上など一定程度の診療実績も要件とされている。